

R8当初予算 公開検討会

～全町一斉河川清掃の 今後の方向性について～

【対象事業】

○河川維持管理支援事業 : 24,267千円

—建設課—

全町一斉河川清掃

【現状】

- ・ 昭和50年頃から行われている約50年程続く歴史ある取組み
- ・ 毎年6月第2週の日曜日に町が主催となり一斉に実施
- ・ 概ね2,000人前後の町民が参加
- ・ 身近な河川（特に一級河川）を中心に、河川内や管理用道路の草刈り・ごみ拾い
- ・ 実施目的は農業や防火などの用水として、雨水などの排水先として、生活に不可欠な地域の河川を確認し、地域の皆さまのご協力で整えていただくこと
- ・ R7は参加者へ1,000円の活気アップ商品券を配布と各区へ地区経費負担分を交付

全町一斉河川清掃

【課題】 ～町民の声から～

- ・ 常会加入者の減少で参加数が減ってきており作業が大変
- ・ 地域の高齢化により河川に降りる人が少なく作業が大変
- ・ 河川内でビーバー等機械を使っており危険
- ・ けが人が出ている
- ・ 地区等により作業箇所にも格差がある
- ・ 河川によって作業時間に差があり不公平
- ・ 常会加入者だけが参加しており不公平

全町一斉河川清掃

【今後】

- ① R8年度から全町一斉での河川清掃は実施しないこととするが、**地域等※¹**が年間を通じて河川清掃※²を実施した場合は「**河川清掃報奨金※³**」を地域等へ、また、各区が草刈機等使用料を地域等へ補助した場合は「**河川清掃補助金※⁴**」を各区へ、町から支払うものとする。
- ② 町は、除草は行わず※⁵、堆積土砂の撤去及び河川護岸等に存する樹木・雑木・支障木等の除去※⁶を業者委託により実施し、河川環境の保全を図るものとする。

全町一斉河川清掃

①R8年度から全町一斉での河川清掃は実施しないこととするが、地域等※1が年間を通じて河川清掃※2を実施した場合は「河川清掃報奨金※3」を地域等へ、また、各区が草刈機等使用料を地域等へ補助した場合は「河川清掃補助金※4」を各区へ、町から支払うものとする。

☑地域等※1

- ・区や地区、常会、組合、任意団体（町その他補助金等交付団体は除く）等を単位とし、個人が単独で実施した場合は対象外とする。なお、常会未加入者が地域等と共同で実施や常会未加入者が団体を構成しての実施を含む。

☑河川清掃※2

- ・清掃作業の中に除草や支障木伐採・除去といった作業内容を対象とし、河川敷のごみ拾いといった軽作業のみは対象外とする。

☑対象河川※2

- ・一級河川12河川／準用河川2河川／普通河川7河川、計21河川で従前の河川とする。

- 一級河川：江戸ヶ沢川・新井川・黒沢川・南大島川・大島川・宮沢川・引張川・胡麻目川・田沢川・寺沢川・大沢川・唐沢川
- 準用河川：相ノ沢川・袋ヶ洞川
- 普通河川：間ヶ沢川・大井川・院殿ヶ沢川・和泉洞川・小胡桃沢川・市の沢川・洞の沢川

全町一斉河川清掃

①R8年度から全町一斉での河川清掃は実施しないこととするが、地域等※₁が年間を通じて河川清掃※₂を実施した場合は「河川清掃報奨金※₃」を地域等へ、また、各区が草刈機等使用料を地域等へ補助した場合は「河川清掃補助金※₄」を各区へ、町から支払うものとする。

☑河川清掃報奨金※₃

- ・河川清掃を実施いただいたことに対する町からの感謝の意（報奨金）である。
- ・参加者へ現金1,000円／人／時間（上限額3,000円／人）を支払うものとする。
- ・30分を最小単位（500円）とし、1時間半の作業であれば1,500円となる。
- ・3時間上限の根拠は、過去3時間で概ねの作業を終了していたことによる。
- ・支払方法は地域等の長からの実績報告（様式には参加者名・作業時間・着手前後写真がわかるものを添付）、請求に基づき、地域等の口座へ振り込むものとする。

☑河川清掃補助金※₄

- ・各区の財政的負担軽減を目的とする。
- ・各区へ500円／台を支払うものとする。
- ・支払方法は区長からの実績報告（様式には補助台数を記載）、請求に基づき、各区の口座へ振り込むものとする。

全町一斉河川清掃

② 町は、除草は行わず※5、堆積土砂の撤去及び河川護岸等に存する樹木・雑木・支障木等の除去※6を業者委託により実施し、河川環境の保全を図るものとする。

☑ 除草を実施しない理由※5

- ・ 防災面、環境面を考慮すると、除草を実施したいところであるが、除草範囲が広く業者委託すると多額の費用を要すること、又、草の植生上、冬には枯れ一定の背丈で翌年度を迎えること

☑ 堆積土砂の撤去及び河川護岸等に存する樹木・雑木・支障木等の除去※6

- ・ 長野県との協定（R7締結）に基づき、概ね5年間を目途として実施予定

▶ 堆積土砂の除去

⇒ 対象河川 県施工：南大島川、大島川、胡麻目川、田沢川、寺沢川、大沢川 計6河川
町施工：引張川、宮沢川、黒沢川、新井川、江戸ヶ沢川、唐沢川 計6河川

▶ 樹木・雑木・支障木等の除去

⇒ 対象河川 県施工：上記6河川の中央線より上流側 計6河川
町施工：一級河川12河川の中央線より下流側＋準用・普通河川9河川 計21河川

- ・ 切り口の除草剤散布については、河川内であることを考慮し、充分検討のうえ実施。

河川維持管理支援事業：24,267千円

【内訳】

- 負担金補助及び交付金；3,150千円
- 工事請負費；10,000千円
- 委託料；11,117千円

河川維持管理支援事業：24,267千円

■ 負担金補助及び交付金；3,150千円

・ 河川清掃報奨金：3,000千円

算出根拠⇒ (R7実績 1,952人×50%÷1,000人) ×1,000円/人×3h

・ 河川清掃補助金：150千円

算出根拠⇒ (R7実績 589台×50%÷300台) ×500円

[軽トラ74台・ビバー515台]

河川維持管理支援事業：24,267千円

■ 工事請負費；10,000千円

・ 堆積土砂撤去工事：10,000千円

▼算出根拠

・ 以下の高森町建設業協会会員7社に業者委託を予定

(神稲建設(株)・(有)小池興業・飯田建設(株)・(有)シビル・ササキ・(有)鈴木建設・(有)寛龍建設・(有)イチバ土木)

・ 毎年、概ね2,500千円前後の事業費規模で、3~4河川程度を想定

・ 町担当河川のうち、天井川である(一)黒沢川、浸水想定区域にある(準)袋ヶ沢川(普)大井川を中心に、河川の流下能力向上を図り、災害の未然防止に努める

河川維持管理支援事業：24,267千円

■ 委託料；11,117千円

【内訳】

- ・ 河川清掃委託料：10,000千円

河川護岸等に存する樹木・雑木・支障木等の除去を業者委託により、概ね5年間で実施予定。

算出根拠⇒別紙のとおり

- ・ 整備委託料：1,117千円

町内草捨場（3箇所）整備費用

算出根拠⇒業者見積による

河川維持管理支援事業：24,267千円

■ 河川清掃委託料；10,000千円

▼算出根拠

- ・ 以下の高森町建設業協会会員7社に業者委託を予定。
(神稲建設(株)・(有)小池興業・飯田建設(株)・(有)シビル・ササキ・(有)鈴木建設・(有)寛龍建設・(有)イチバ土木)
- ・ 各社事務所周辺の河川を割振り（各社、概ね河川延長3,000m前後）実施。
- ・ 毎年、各社1,500千円前後の事業費を想定（1,500千円×7社÷10,000千円）
- ・ 約1,500千円の事業費は概ね人件費で精算することを想定している。直接人件費に対する諸経費率は60%であるため、直接人件費は約900千円である。普通作業員の人工は24,100円／日であり、2人体制で約18日間の実働を想定。

河川維持管理支援事業：24,267千円

・業者割振（案）は以下のとおり

業者名	河川名・延長（m）	総延長（m）	備考
神稲建設(株)	(一) 南大島川・1,200 (一) 大沢川・1,700	2,900	町村境の河川
(有)小池興業	(一) 大島川・2,000 (準) 相ノ沢川・500	2,500	役場周辺の河川
飯田建設(株)	(一) 田沢川・1,400 (普) 和泉洞川・700 (普) 小胡桃沢川・1,000 (普) 市の沢川・500	3,600	山吹・出原区周辺の河川
(有)鈴木建設	(一) 胡麻目川・1,300 (準) 袋ヶ沢川・800 (普) 大井川・800 (普) 洞の沢川・400	3,300	吉田区下段の河川

次ページへ

河川維持管理支援事業：24,267千円

・業者割振（案）は以下のとおり

業者名	河川名・延長（m）	総延長（m）	備考
(有)シビル・ササキ	(一) 引張川・1,100 (一) 宮沢川・1,300 (普) 院殿ヶ沢川・1,000	3,400	牛牧区周辺の河川
(有)寛龍建設	(一) 唐沢川・800 (一) 寺沢川・2,000	2,800	山吹区の河川
(有)イチバ土木	(一) 黒沢川・2,300 (一) 新井川・500 (一) 江戸ヶ沢川・1,000 (普) 間ヶ沢川・300	4,100	下市田区の河川
7社	(一) 12河川 (準) 2河川 (普) 7河川 計 21河川	22,600	